

全国健康保険協会 京（きょう）から取り組む健康事業所宣言 ロゴ（マーク・書体）使用マニュアル

このマニュアル（以下「本マニュアルという。」）は、全国健康保険協会京都支部（以下「京都支部」という。）の健康事業所宣言認定ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、当該仕様を定めることにより、京（きょう）から取り組む健康事業所宣言の知名度の向上及びイメージの浸透を図ることを目的とする。

1. 使用者について

ロゴマークを使用できる者は次の（１）から（３）のとおりとする。

- （１）全国健康保険協会
- （２）京（きょう）から取り組む健康事業所宣言にエントリーした法人、団体及び個人事業者
- （３）その他、京都支部より使用許可を受けた者

2. 使用手続き

ロゴマークの使用において、以下の手続きを必要とする。

- （１）ロゴマークの使用を希望する事業所（以下、「申請者」という。）は「健康事業所エントリーシート」を京都支部に提供の上、「京（きょう）から取り組む健康事業所宣言」にエントリーすること。
- （２）京都支部は、上記（１）によるエントリーがあった場合、申請者に対してロゴマークダウンロードパスワードを発行し、手順書とともに送付することとする。
- （３）申請者は京都支部からの案内をもとにロゴマークをダウンロードすること。
- （４）上記「１．（３）」に該当する者は事前に京都支部へ連絡をすること。

3. デザイン・表示色について

使用するロゴマークは、協会けんぽより提供されるデータ等の改変等を行うことなく使用し、ロゴマークに係るデザインの縦横比の変型、色の変更、他の図形や文字との合成その他の改変等を行うことなく使用すること。

使用するロゴマークはフルカラー表示を最優先とし、刷り色に制限がある場合に限りグレースケールで使用する。なお、デジタルデータからの使用を原則とする。

4. 使用に関する禁止事項

ロゴマークの使用について、以下の事項を禁止とする。

- （１）法令や公序良俗に反する使用。
- （２）全国健康保険協会の信用、評判を毀損する使用。
- （３）京（きょう）から取り組む事業所宣言の活動の妨げやイメージを損なうこと。

- (4) 本マニュアルに反する使用。
- (5) 第三者へのロゴマークデータ及びロゴマークデータパスワードの譲渡。
- (6) その他、京都支部が不適當と認める使用。

5. 権利

ロゴマークに関わる一切の権利は京都支部に帰属する。

6. その他

本マニュアルに定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合、京都支部が必要な事項を定め、予告なく本マニュアルを改定できることとする。

附則

このマニュアルは、令和6年10月18日から施行する。